

その他の電子提供措置事項 (交付書面省略事項)

第77期（2024年4月1日～2025年3月31日）

- ① 業務の適正を確保するための体制
- ② 業務の適正を確保するための体制
の運用状況の概要
- ③ 連結株主資本等変動計算書
- ④ 連結注記表
- ⑤ 株主資本等変動計算書
- ⑥ 個別注記表

ピーエス・コンストラクション株式会社

業務の適正を確保するための体制

当社は取締役会において、業務の適正を確保するための体制について、次のとおり決議しております。

1. 取締役、執行役員および使用人の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制
 - (1) 当社は「経営理念」・「行動指針」を定めるとともに社内規程を整備し、コンプライアンス体制を確立する。
 - (2) 取締役、執行役員および全ての使用人は「経営理念」・「行動指針」を遵守、実践して企業倫理の確立に取り組み、公正な企業活動を通じて社会に貢献するとともに、創造的で清新なる企業風土を築く。
 - (3) 当社は、「人権と多様性の尊重」「安全最優先」「コンプライアンスの徹底」「サステナビリティへの貢献」を取締役、執行役員および全ての使用人の行動指針とする。
 - (4) 当社は、経営会議の下にサステナビリティ推進委員会を設置し、コンプライアンスを推進するための制度を構築する。
 - (5) 当社は、業務執行部門から独立した経営監査室を設置し、各部署に対し定期的に内部監査を実施し、取締役会・監査役へ報告する。
 - (6) 当社は、コンプライアンス上疑義ある行為について、使用人が社内の通報窓口、または社外の弁護士を通じて会社に通報、相談できる内部通報制度を構築し、通報者の保護を図るとともに、潜在する問題点を把握して自浄作用を発揮し、法令遵守の実現を図る。
 - (7) 当社は、行動指針に則り、反社会的勢力との関係を拒絶し、反社会的勢力からの不当な要求を毅然として排除する。
2. 取締役の職務の執行に係る情報の保存および管理に関する体制
 - (1) 情報の保存・管理
取締役は、株主総会議事録、取締役会議事録等法定文書のほか、経営会議議事録、稟議書等取締役の職務の執行、意思決定に係る情報が記載された文書を、関連資料とともに、文書、情報に関する諸規程の定めるところに従い、適切に保存し管理する。
 - (2) 情報の閲覧
取締役および監査役は当社の定める手続きに従い、いつでも、前項の文書を閲覧することができるものとする。
3. 損失の危険の管理に関する規程その他の体制
 - (1) 当社は、リスク管理の基礎として、ピーエス・コンストラクショングループサステナビリティ基本規程、リスクマネジメント基本規程の他関連諸規程を定め、これらの規程に従ったリスク管理体制を構築するものとする。
 - (2) 当社は、不測・重大な事態が発生した場合には、社長指揮下の対策本部を設置し、迅速な対応を行い、損害の拡大を防止し、被害を最小限に止める。

4. 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

(1) 執行役員制度

当社は、執行役員制度を導入し、取締役は経営の意思決定の迅速化、監督機能の強化等経営機能に専念し、取締役会は業務執行権限を執行役員に委嘱して執行責任を明確にし、コーポレートガバナンスの一層の充実を図る。

(2) 指名諮問委員会・報酬諮問委員会

当社は取締役の指名に関する決定プロセスの客観性および透明性を高め、コーポレートガバナンス体制の一層の充実・強化を図ることを目的に指名諮問委員会を設置し、また取締役・執行役員の報酬決定に関する手続きの客観性および透明性を確保し、取締役会の監督機能の向上を図ることを目的に報酬諮問委員会を設置し、それぞれの委員会は取締役会の諮問を受け、審議し答申する。

(3) 経営会議

当社は、職務執行の決定が適切かつ機動的に行われるため社長および主要な執行役員で構成する経営会議を設置し、原則月2回、全社および当社グループ全体の経営に係わる戦略、基本方針その他経営全般に関する重要事項を審議する。さらに、代表取締役あるいは、取締役会の意思決定を適法・適正かつ効率的に行うために、取締役会付議事項について事前に慎重な審議を行い、代表取締役および取締役会の意思決定に資するものとする。

(4) サステナビリティ推進委員会

当社は、経営会議の下にサステナビリティ推進委員会を設置し、経営理念に基づいたサステナビリティ基本方針を掲げ、事業活動を通じて持続可能な社会の実現を目指すとともに当社の持続的成長を追求し、当社の効率的な課題解決に向けた取り組みを行うものとする。

(5) 本部長・支店長会議

当社は、社長・主要な執行役員・支店長等で構成する本部長・支店長会議を設置し、原則月1回、各本部・支店より受注・損益・業務遂行状況等を報告させ、必要に応じて具体的な施策を協議するほか、経営に係る戦略、基本方針その他経営全般に関する重要事項の周知徹底を図る。

5. 当社と親会社における業務の適正を確保するための体制

(1) 当社は、親会社との間で資本業務提携契約を締結し、親会社グループ（親会社及びその子会社）の施工技術、研究開発力、その他の経営資源を活用する等、親会社グループとの連携を強化し、グループシナジーを追求しつつ、一方で、上場会社として求められる経営の独立性を保持し、企業価値向上のための経営資源を自らが決定し、保有・確保するとともに、株主間の利益相反問題に配慮しながら当社の持続的成長を図る。

(2) 当社は、特別委員会を設置し、親会社グループとの間で行う重要な取引・行為等について、当該取引の必要性、合理性及び妥当性について、特別委員会による審議・答申を経て、取締役会において意思決定を行うなど、親会社グループとの取引・行為等の公正性を確保するための体制を整備・運用する。

6. 当社および子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

当社は、当社グループの経営理念と行動指針に基づき、当社グループ一体となった法令遵守を推進する。また、財務報告に係る内部統制に関し、評価する仕組みを確立して、当社グループの財務報告の適正性を確保するための体制を構築する。

(1) 子会社の取締役等の職務の執行に係る事項の当社への報告に関する体制

当社は、関係会社取扱規程を定め、同規程に基づき子会社運営を実施するものとし、当社の取締役等と子会社の取締役等との間で定期的に会合を行い、当社の経営方針の周知を行うとともに、子会社から経営状況等の報告を受ける他、必要に応じ、当社の取締役、執行役員または使用人を子会社の取締役または監査役として派遣し、適切な監督・監査を行うものとする。

(2) 子会社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制

①当社は、ピーエス・コンストラクショングループサステナビリティ基本規程およびリスクマネジメント基本規程を定めることで、子会社にリスク管理体制を構築させ、定期的に報告を受けるものとする。

②当社は、子会社において損失リスクが発生した場合には、関係会社取扱規程に従い、速やかに当社へ報告させるものとし、当社および当該子会社間で対策を協議・実施することで、損失の拡大を防止する。

(3) 子会社の取締役等の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制、ならびに子会社の取締役等および使用人の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制

①当社は、子会社におけるコンプライアンスの周知・徹底および推進のための啓発活動を支援する。

②当社は、当社の取締役等と子会社の取締役等が定期的な会合を行い、当社の経営方針の周知を行うとともに、子会社から経営状況等の報告を受けるものとする。

③当社は、当社の経営監査室による子会社の内部監査を実施し、その結果を当社の社長ならびに監査役に報告するとともに、子会社の代表取締役に通知する。

7. 監査役の職務の執行のための必要な体制

(1) 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項

取締役は、監査基準に規定する「監査職務を補助する体制」について監査役と協議し、その使用人の配置に努める。

(2) 前号の使用人の取締役からの独立性および指示の実効性の確保に関する事項

取締役は監査役会に対し、あらかじめ監査役の補助使用人の人事異動等に係る事項について同意を得るものとする。

取締役は、監査役の補助使用人の配置について、監査役と執行側からの指揮命令が相反しないように配慮し、補助使用人を選任する。また、補助使用人は監査役からの指揮命令を優先するものとする。

(3) 監査役への報告に関する体制

①取締役、執行役員および使用人が監査役に報告するための体制

取締役は、法律に定める事項のほか、取締役、執行役員または使用人からの監査役に対する報告事項について、あらかじめ監査役と協議して定めることができる。

前記の他、監査役はいつでも必要に応じ取締役、執行役員または使用人に対して報告を求めることができ、取締役、執行役員または使用人は求められた報告事項について報告するものとする。

②子会社の取締役等および使用人またはこれらの者から報告を受けた者が当社の監査役に報告をするための体制

子会社の取締役等および使用人またはこれらの者から報告を受けた者は、当社グループの内部通報制度および当社の経営監査室による各子会社の内部監査等を通じて得た情報を、当社監査役に定期的に報告する。

(4) 前号の報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な扱いを受けないことを確保するための体制

当社は、当社の監査役に相談・通報を行った者に対し、当該相談・通報を行ったことを理由として不利益な取り扱いを行わない旨を社内規程等で定めることにより当該報告をしたことを理由として不利益な取り扱いを受けない体制を確保する。

(5) 監査役職務の執行について生ずる費用の前払または償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用または債務の処理に係る方針に関する事項

当社は、監査役と協議の上、監査役職務を執行するのに必要である予算をあらかじめ定める。また、予算の有無に拘わらず、監査役が外部専門家に依頼した費用などを含め、職務を執行するために発生した費用を請求した時は、職務の執行に必要なでないことが認められた場合を除き、監査役に償還するものとする。

(6) その他監査役監査が実効的に行われることを確保するための体制

代表取締役は、監査役と定期的に会合等をもち、会社が対処すべき課題、監査役監査の環境整備の状況、監査上の重要課題等について意見を交換する等、監査役との相互認識を深めるように努める。社外取締役は監査役と定期的に会合等をもち、会社が対処すべき課題、監査役監査の環境整備の状況、監査上の重要課題等について意見を交換する等、監査役との相互認識を深めるように努める。

監査役は、自らの判断により会社の重要な会議に出席できるものとする。

8. 財務報告に係る内部統制の有効性の評価を行うための体制

当社は、当社グループの財務報告に係る内部統制の有効性の評価を審議して、社長に報告するための諮問機関として金融商品取引法財務報告内部統制評価会議を設置し、金融商品取引法令に則った財務報告に係る情報の信頼性を確保する。

業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

1. 取締役、執行役員および使用人の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制

当社の取締役は、当社グループが「経営理念」と「行動指針」に基づいた事業活動を通じて社会的責任を果たすため、ピーエス・コンストラクショングループサステナビリティ基本規程を定め、サステナビリティ推進委員会および社内研修等を通じて、当社グループの役職員が「経営理念」と「行動指針」を遵守、実践していく活動を推進しております。

また、当社は、社内通報窓口や社外の弁護士を窓口とする内部通報制度および大成建設グループヘルプライン制度を定め、当社グループ内への周知・浸透を図っております。

2. 取締役の職務の執行に係る情報の保存および管理に関する体制

当社は、法令および社内規程に基づき、株主総会議事録および取締役会議事録等の重要書類・情報を適切に保存、管理しております。

3. 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

当社グループは、リスクマネジメント基本規程で定めたリスクマネジメント活動に従い、サステナビリティ推進委員会において、リスクが顕在化する前に適切に対処できるよう、またはリスクが顕在化した場合に、その被害・損害を極小化できるよう、潜在する各種リスクの洗い出しを実践しております。なお、サステナビリティ推進委員会の審議内容は、当社の取締役会に報告しております。また、当社はピーエス・コンストラクショングループネットワークの情報セキュリティを確保するため情報セキュリティ運用ガイドラインを定めるとともに、サイバーセキュリティの強化を図っております。

4. 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

当社は、取締役会規程に基づき当事業年度においては、取締役会を13回開催、指名諮問委員会規程に基づき指名諮問委員会を5回開催、報酬諮問委員会規程に基づき報酬諮問委員会を4回開催したほか、全社および当社グループ全体の経営に係わる戦略、基本方針等を審議する経営会議を20回開催しております。また、本部長・支店長会議を12回開催し、経営に係る戦略、基本方針等の周知・浸透を図っております。

なお、当社は執行役員執務規程を定め、取締役会から業務執行権限を執行役員に委嘱して執行責任を明確化し、効率的な意思決定を図っております。

5. 当社と親会社における業務の適正を確保するための体制

当社は、支配株主との取引基本方針を定め、当社グループと親会社グループとの取引の公正性を確保することを明確化しております。また、当社は、特別委員会規程に基づき当事業年度においては、特別委員会を4回開催しております。

6. 当社および子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

当社は、当社グループの連結経営を展開し、グループとして企業価値の最大化を実現することを目的に関係会社取扱規程を定め、当事業年度中に関係会社連絡会を2回、関係会社経営協議会を1回開催して関係会社の経営状況を確認し、当社の経営方針の周知・浸透を図っております。

また、当社はピーエス・コンストラクショングループサステナビリティ基本規程に則りグループ各社にサステナビリティ推進委員会を設置し、当社本委員会に活動実績を報告させるとともに、コンプライアンス活動の周知・浸透を図っております。

なお、当社の経営監査室がグループ各社の内部監査を実施し、監査結果を当社代表取締役社長執行役員、監査役およびグループ各社の代表取締役役に報告しております。

7. 監査役の職務の執行のための必要な体制

当社は、監査役の監査機能を補助するため、兼任の監査役補助使用人を定め、監査役の指揮命令を優先して監査業務を補助しております。また、監査役の職務執行に必要な費用については、あらかじめ予算を定めるとともに、予算の有無に拘わらず、職務執行により発生した費用は、監査役に償還する手続きを定め、適切に運用しております。

監査役への報告に関する体制整備としては、当社監査役に相談・通報した者が不利益な取り扱いを受けることを禁止するため、内部通報制度運用規程を整備し、当社グループに周知しております。本事業年度の監査役の活動については、当事業年度中に開催された経営会議、サステナビリティ推進委員会等の重要な会議に出席するとともに、当社代表取締役社長執行役員との定期会合を4回実施したほか、当社の社外取締役に対しては支店監査結果を通知して情報共有を図っております。

8. 財務報告に係る内部統制の有効性の評価を行うための体制

当社は、金融商品取引法財務報告内部統制評価会議を四半期ごとに開催し、内部統制の有効性について審議しており、審議した評価結果を当社代表取締役社長執行役員に報告後、経営会議および取締役会に報告しております。

連結株主資本等変動計算書

(2024年 4 月 1 日から)
(2025年 3 月31日まで)

(単位：百万円)

	株 主 資 本				
	資 本 金	資 本 剰 余 金	利 益 剰 余 金	自 己 株 式	株主資本合計
2024年 4 月 1 日 期首残高	4,218	8,110	36,137	△491	47,974
連結会計年度中の変動額					
剰余金の配当			△2,322		△2,322
親会社株主に帰属する 当期純利益			8,217		8,217
自己株式の取得				△0	△0
自己株式の処分				61	61
自己株式処分差益		0			0
土地再評価差額金の取崩			△40		△40
株主資本以外の項目の連結 会計年度中の変動額(純額)					－
連結会計年度中の変動額合計	－	0	5,855	60	5,915
2025年 3 月31日 期末残高	4,218	8,110	41,992	△431	53,890

	そ の 他 の 包 括 利 益 累 計 額					非支配株主 持分	純資産合計
	その他有価 証券評価 差 額 金	土地再評価 差 額 金	為 替 換 算 定 調 整 勘 定	退職給付に 係る 調 整 累 計 額	そ の 他 の 包 括 利 益 累 計 額 合 計		
2024年4月1日 期首残高	1,924	1,833	△170	606	4,195	0	52,170
連結会計年度中の変動額							
剰余金の配当					－		△2,322
親会社株主に帰属する 当期純利益					－		8,217
自己株式の取得					－		△0
自己株式の処分					－		61
自己株式処分差益					－		0
土地再評価差額金の取崩					－		△40
株主資本以外の項目の連結 会計年度中の変動額(純額)	△387	4	30	146	△205	△0	△205
連結会計年度中の変動額合計	△387	4	30	146	△205	△0	5,710
2025年3月31日 期末残高	1,537	1,838	△139	753	3,989	0	57,880

連結注記表

1. 連結計算書類作成のための基本となる重要な事項に関する注記

1. 連結の範囲に関する事項

(1)連結子会社の状況

連結子会社の数……………7社

主要な連結子会社の名称……………(株)ニューテック康和

(株)ピーエスケー

ピー・エス・コンクリート(株)

(2)非連結子会社の名称……………(株)東葉製作所

(連結の範囲から除いた理由)

非連結子会社は、小規模会社であり、合計の総資産、売上高、当期純損益及び利益剰余金等は、いずれも連結計算書類に重要な影響を及ぼしていないため、連結の範囲から除外しております。

2. 持分法の適用に関する事項

(1)持分法を適用した関連会社の状況

持分法適用の関連会社の数……………2社

会社の名称……………VINA-PSMC Precast Concrete Company Limited

PT.Wijaya Karya Komponen Beton

(2)持分法適用手続きに関する事項

持分法適用会社のうち、事業年度が連結会計年度と異なる会社については、各社の事業年度に係る計算書類を使用しております。

(3)持分法を適用していない非連結子会社の名称……………(株)東葉製作所

(持分法を適用していない理由)

持分法を適用していない非連結子会社は、小規模会社であり、当期純損益（持分に見合う額）及び利益剰余金（持分に見合う額）等からみて、持分法の対象から除いても連結計算書類に及ぼす影響が軽微であり、かつ、全体としても重要性がないため、持分法適用の範囲から除外しております。

3. 連結子会社の事業年度等に関する事項

連結子会社のうちPT.Komponindo Betonjayaの事業年度の末日は12月31日であります。連結計算書類の作成にあたっては、同日現在の計算書類を使用し、連結会計年度末との間に生じた重要な取引については、連結上必要な調整を行っております。

4. 会計方針に関する事項

(1)重要な資産の評価基準および評価方法

有価証券

満期保有目的の債券……………償却原価法（定額法）

その他有価証券

市場価格のない

株式等以外のもの……………時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）

市場価格のない株式等……………移動平均法による原価法

デリバティブ……………時価法

棚卸資産

未成工事支出金、

その他棚卸資産

（商品、製品、仕掛品、

兼業事業支出金）……………個別法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）

その他棚卸資産

（原材料、材料貯蔵品）……………移動平均法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）

(2)重要な減価償却資産の減価償却の方法

有形固定資産

（リース資産を除く）……………当社および国内連結子会社は定率法を、在外連結子会社は当該国の会計基準の規定に基づく定額法を採用しております。

但し、当社および国内連結子会社は1998年4月1日以降に取得した建物（建物附属設備を除く）、2016年4月1日以降に取得した建物附属設備、構築物については定額法を採用しております。

なお、耐用年数および残存価額については、法人税法に規定する方法と同一の基準によっております。

無形固定資産……………当社および国内連結子会社は定額法を採用しております。

リース資産……………所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

(3)重要な引当金の計上基準

貸倒引当金	当社および国内連結子会社は債権の貸倒による損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。 在外連結子会社は主として特定の債権について回収不能見込額を計上しております。
賞与引当金	当社および国内連結子会社は従業員に支給する賞与に充てるため、支給見込額に基づき計上しております。
完成工事補償引当金	当社および国内連結子会社は完成工事等に係る瑕疵担保等の費用に備えるため、過去の実績率を基礎とする将来の見積補修費を計上しております。
工事損失引当金	当社および国内連結子会社は手持工事等のうち損失の発生が見込まれるものについて、将来の損失に備えるため、その損失見込額を計上しております。
役員退職慰労引当金	一部連結子会社は役員および執行役員の退職慰労金の支給に充てるため、内規による期末要支給額を計上しております。
株式報酬引当金	当社は株式交付規程に基づく取締役および執行役員に対する将来の当社株式の交付に備えるため、取締役および執行役員に割り当てられたポイントに応じた支給見込額を計上しております。

(4)退職給付に係る会計処理の方法

①退職給付見込額の期間帰属方法

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当連結会計年度末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。

なお、国内連結子会社は自己都合期末要支給額を退職給付債務として計上しております。

②数理計算上の差異の費用処理方法

数理計算上の差異は、主として各連結会計年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（12年）による定額法により按分した額をそれぞれ発生の翌連結会計年度から費用処理することとしております。

未認識数理計算上の差異については、税効果を調整のうえ、純資産の部におけるその他の包括利益累計額の退職給付に係る調整累計額に計上しております。

(5)重要な収益および費用の計上基準

当社及び連結子会社は、「収益認識に関する会計基準」（企業会計基準第29号 2020年3月31日。以下「収益認識会計基準」という。）等を適用し、不動産収入等を除き、以下の5ステップアプローチに基づき、収益を認識しています。

ステップ1：顧客との契約を識別する。

ステップ2：契約における履行義務を識別する。

ステップ3：取引価格を算定する。

ステップ4：取引価格を契約における別個の履行義務へ配分する。

ステップ5：履行義務を充足した時点で(又は充足するに依じて)収益を認識する。

①土木事業及び建築事業

土木事業及び建築事業については、土木工事及び建築工事の施工請負等に係る工事契約に基づき、顧客が指図する構造物を総合的に施工管理し完成引渡することが履行義務であります。工期がごく短期間の工事契約を除き、全ての工事契約について履行義務を充足するにつれて、一定の期間にわたり収益を認識しております。工期がごく短期間の工事契約については代替的な取扱いを適用し、完全に履行義務を充足した時点で収益を認識しております。

履行義務の充足に係る進捗度は、工事原価総額に対する連結会計年度末までの発生原価の割合（以下、「原価進捗度」という。）に基づき見積もっております。ただし、履行義務の充足に係る進捗度を合理的に見積ることができない場合で、当該履行義務を充足する際に発生する費用を回収することが見込まれる場合には、履行義務の充足に係る進捗度を合理的に見積ることができる時まで原価回収基準を適用しております。

収益は、顧客との契約に係る取引価格で測定しておりますが、土木事業及び建築事業の収益は、設計変更等に伴う工事契約の変更に関して、契約の当事者による契約変更の施工範囲の合意にも拘わらず、それに対応する価格の変更を決定していない場合には、当該契約変更による取引価格の変更を合理的に見積っております。取引の対価は履行義務を充足してから主として1年以内に受領しており、重要な金融要素は含んでおりません。

②製造事業

製造事業については、コンクリート製品の製造及び販売が履行義務であります。コンクリート製品に対する支配が顧客に移転した時点で履行義務が充足されますが、出荷時からコンクリート製品の支配が顧客に移転される時までの期間が通常の期間であることから、代替的な取扱いを適用し、出荷時に収益を認識しております。

収益は、顧客との契約に係る取引価格で測定しております。取引の対価は履行義務を充足してから主として1年以内に受領しており、重要な金融要素は含んでおりません。

③その他兼業事業

その他兼業事業（不動産収入等を除く）は、不動産事業及び損害保険代理業等に係るサービス提供が主な履行義務であります。主として契約期間におけるサービス提供により履行義務が充足されることから、時の経過に応じて収益を認識しております。ただし、サービスが他の当事者によって提供されるように手配する履行義務である場合には、契約上の売先又は買先の代理人となり、当該履行義務の充足時

に一時で収益を純額で認識しております。

収益は、代理人取引を除き、顧客との契約に係る取引価格で測定しております。取引の対価は履行義務を充足してから主として1年以内に受領しており、重要な金融要素は含んでおりません。

(6)のれんの償却方法及び償却期間

のれんの償却については10年間の均等償却を行っております。

5. その他連結計算書類作成のための重要な事項

特定建設工事共同企業体に係る工事の会計処理

特定建設工事共同企業体（以下「JV」という。）に係る工事の会計処理はJVに対する持分割合に応じて決算に取り込む方法を採用しております。

6. 記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

2. 会計方針の変更に関する注記

(法人税、住民税及び事業税等に関する会計基準の適用)

「法人税、住民税及び事業税等に関する会計基準」（企業会計基準第27号 2022年10月28日。以下「2022年改正会計基準」という。）等を当連結会計年度の期首から適用しております。

これにより、当連結会計年度の所得に対する法人税、住民税及び事業税等（以下「法人税等」という。）を、その発生源となる取引等に応じて、損益、株主資本及びその他の包括利益に区分して計上することとしました。なお、損益に計上されない法人税等の金額に重要性が乏しい場合及び課税の対象となった取引等が、損益に加えて、株主資本又はその他の包括利益に関連しており、かつ、株主資本又はその他の包括利益に対して課された法人税等の金額を算定することが困難である場合には、当該税額を損益に計上しております。

法人税等の計上区分（その他の包括利益に対する課税）に関する改正については、2022年改正会計基準第20－3項ただし書きに定める経過的な取扱いに従っております。なお、当該会計方針の変更による連結計算書類への影響はありません。

3. 会計上の見積りに関する注記

原価進捗度に基づく収益認識

(1)当年度の連結計算書類に計上した金額

当連結計算書類において、原価進捗度に基づき計上した完成工事高は114,159百万円であります。

(2)その他の情報

①金額の算出方法

原価進捗度に基づき計上した完成工事高は、工事収益総額、工事原価総額及び決算日における原価進捗度を合理的に見積り、これに応じて計上しております。

②金額の算出に用いた主要な仮定

原価進捗度に基づく完成工事高の計上にあたっては、工事収益総額、工事原価総額及び連結会計年度末における原価進捗度を合理的に見積る必要があります。工事原価総額の見積りは、工事契約毎の

実行予算によって行います。実行予算作成時には、将来の気象条件を含む作成時点で入手可能な情報に基づいた施工条件及び資機材価格について仮定を設定し、作業効率等を勘案して工種毎の詳細な見積りを積み上げることによって工事原価総額を見積ります。工事着工後は作業所において実際の発生原価と対比して適時・適切に工事原価総額の見直しを行っており、支店・関係本部においては作業所からの工事管理月報等の報告書による見直し後の工事原価総額について検討・分析を実施します。

③翌年度の連結計算書類に与える影響

上記記載の仮定については、最善の見積りを行っているものの、見積り後の気象・施工条件、資機材価格、作業効率、また設計や仕様の変更等によって、事後的な結果と乖離が生じる可能性があります。

4. 追加情報に関する注記

(取締役および執行役員に対する業績連動型株式報酬制度)

当社は、2016年6月28日開催の第68回定時株主総会において、当社取締役および執行役員（社外取締役および海外居住者を除く。以下「取締役等」という。）へのインセンティブプランとして、2016年度から業績連動型株式報酬制度（以下「本制度」という。）を導入することを決議しました。本制度は取締役等の報酬と当社グループ業績との連動性をより明確にし、当社の中長期的な業績の向上と企業価値の増大への貢献意識を高めることを目的としております。信託に関する会計処理については、「従業員等に信託を通じて自社の株式を交付する取引に関する実務上の取扱い」（実務対応報告第30号 平成27年3月26日）に準じております。

1 取引の概要

役員報酬B I P（Board Incentive Plan）信託と称される仕組みを採用し、当社が拠出する取締役等の報酬額を原資として役員報酬B I P信託により取得した当社株式を各連結会計年度の業績目標の達成度等に応じて当社取締役等に交付します。

2 信託に残存する当社株式

信託に残存する当社株式を、信託における帳簿価額（付随費用の金額を除く。）により、純資産の部に自己株式として計上しております。当連結会計年度末における当該自己株式の帳簿価額および株式数は389百万円及び639,097株であります。

5. 連結貸借対照表に関する注記

1. 棚卸資産および工事損失引当金の表示

損失が見込まれる工事契約等に係る未成工事支出金と工事損失引当金は、相殺せずに両建てで表示しております。損失の発生が見込まれる工事契約等に係る未成工事支出金のうち、工事損失引当金に対応する額は、32百万円であります。

2. 有形固定資産の減価償却累計額 14,441百万円

3. 保証債務

分譲マンションの手付金等に対して連帯保証を行っております。

保証債務額 78百万円

4. 事業用土地の再評価について

「土地の再評価に関する法律」（平成10年3月31日公布法律第34号）および「土地の再評価に関する法律の一部を改正する法律」（平成13年3月31日公布法律第19号）に基づき、事業用土地の再評価を行い、評価差額については、当該評価差額に係る税金相当額を「再評価に係る繰延税金負債」として負債の部に計上し、これを控除した金額を「土地再評価差額金」として純資産の部に計上しております。

再評価の方法

「土地の再評価に関する法律施行令」（平成10年3月31日公布政令第119号）第2条第3号に定める固定資産税評価額に基づき算出する方法によっております。

再評価を行った年月日 2002年3月31日

再評価を行った土地の期末における

時価と再評価後の帳簿価額との差額 △1,054百万円

5. 偶発債務

当社は、国土交通省中部地方整備局（以下、発注者）より2013年1月21日付で発注され、当社が施工した「平成24年度三遠南信19号橋PC上部工事」（以下、本工事）について、発注者より本工事の撤去再構築が必要と判断された場合には、供用開始から10年間に限り、1,669百万円を限度とする瑕疵担保責任を負担しております。

また、瑕疵担保責任を担保するために履行保証を設け、支払承諾契約を締結しております。この契約において下記の財務維持要件に抵触した場合には、発注者から本工事の撤去再構築の通知催告等がなくても、支払承諾約定に基づく事前求償債権が発生するため、支払承諾者に対して1,669百万円を限度とする事前求償債権額の支払義務が生じます。

(1) 純資産維持

2015年3月期決算期末日以降の各年度の決算期末日において、連結の貸借対照表における純資産の部の合計金額を当該決算期の直前の決算期の末日または2014年3月期の末日の連結の貸借対照表における純資産の部の合計金額のいずれか大きい方の80%の金額以上に維持すること。

(2) 経常利益の維持

2015年3月期以降の各年度の決算期における連結の損益計算書上の経常損益に関して2期連続して経常損失を計上しないこと。なお、2期目の判定については、決算短信等で経常損失見込みとなった時点で、当該要件に抵触するものと判断できるものとする。

6. 連結損益計算書に関する注記

1. 売上原価に含まれている工事損失引当金繰入額 51百万円

2. 顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報

売上高については、顧客との契約から生じる収益及びそれ以外の収益を区分して記載しておりません。収益を理解するための基礎となる情報は、「1. 連結計算書類作成のための基本となる重要な事項に関する注記 4. 会計方針に関する事項 (5)重要な収益および費用の計上基準」に記載しております。

7. 連結株主資本等変動計算書に関する注記

1. 発行済株式の種類および総数、並びに自己株式の種類および株式数

	当連結会計年度 期首株式数（株）	当連結会計年度 増加株式数（株）	当連結会計年度 減少株式数（株）	当連結会計年度 期末株式数（株）
発行済株式				
普通株式	47,486,029	－	－	47,486,029
自己株式				
普通株式	844,403	331	114,054	730,680

(注) 1. 普通株式の自己株式数の増加331株は、単元未満株式の買取による増加331株であり、普通株式の減少114,054株は役員報酬ＢＩＰ信託による払出であります。

2. 当連結会計年度末の普通株式の自己株式数には、役員報酬ＢＩＰ信託が所有する当社株式639,097株が含まれております。

2. 剰余金の配当に関する事項

(1)配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額	1株当たり 配当額	基準日	効力発生日
2024年6月21日 定時株主総会	普通株式	1,279百万円	27円00銭	2024年3月31日	2024年6月24日
2024年11月7日 取締役会	普通株式	1,042百万円	22円00銭	2024年9月30日	2024年12月12日

(注) 1. 2024年6月21日開催の定時株主総会による配当金総額には、役員報酬ＢＩＰ信託が保有する当社株式に対する配当金20百万円が含まれております。

2. 2024年11月7日開催の取締役会決議による配当金総額には、役員報酬ＢＩＰ信託が保有する当社株式に対する配当金14百万円が含まれております。

(2)基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度となるもの

2025年6月20日開催の定時株主総会において、次のとおり付議いたします。

普通株式の配当に関する事項

- ・配当金の総額 2,369百万円
- ・1株当たり配当額 50円00銭
- ・基準日 2025年3月31日
- ・効力発生日 2025年6月23日

(注) 2025年6月20日開催予定の定時株主総会による配当金総額には、役員報酬ＢＩＰ信託が保有する当社株式に対する配当金31百万円が含まれております。

8. 金融商品に関する注記

1. 金融商品の状況に関する事項

(1)金融商品に対する取組方針

当社グループは、資金運用については短期的な預金等に限定し、また、短期的な運転資金については主に銀行借入により調達しております。デリバティブ取引は、借入金の金利変動リスクを回避するために利用し、投機的な取引は行わない方針です。

(2)金融商品の内容及びそのリスク

営業債権である受取手形、売掛金、完成工事未収入金、電子記録債権及び未収入金は、そのほとんどが1年以内の回収期日であり、顧客の信用リスクに晒されております。また、海外で事業を行うにあたり生じる外貨建ての営業債権は、為替の変動リスクに晒されております。

投資有価証券は、主に業務上の関係を有する企業の株式及び満期保有目的の債券であり、市場価格の変動のリスクに晒されております。

営業債務である支払手形・工事未払金等及び電子記録債務は、そのほとんどが1年以内の支払期日であります。一部外貨建てのものについては、為替の変動リスクに晒されております。

借入金は、主に営業取引に係る資金調達を目的としております。変動金利のため金利の変動リスクに晒されております。なお、当連結会計年度に計上されている長期借入金のほとんどは変動金利であり、デリバティブ取引をしない内容となっております。

(3)金融商品に係るリスク管理体制

①信用リスク（取引先の契約不履行等に係るリスク）の管理

当社は、債権管理規程に従い、営業債権等について、各事業部門における営業部門が主要な取引先の状況を定期的にモニタリングし、取引相手ごとに期日及び残高を管理するとともに、財務状況の悪化等による回収懸念の早期把握や軽減を図っております。連結子会社についても、当社の債権管理規程に準じて、同様の管理を行っております。

満期保有目的の債券は、格付けの高い債券のみを対象としているため、信用リスクは僅少であります。

②市場リスク（為替や金利等の変動リスク）の管理

当社及び一部の連結子会社は、外貨建ての営業債権債務について、通貨別に債権債務を可能な限り精算することとし、また、当社は、海外での事業においても、円建てにて取引を行うように努め、為替の変動リスクの抑制を図っております。

投資有価証券については、定期的に時価や発行体（取引先企業）の財務状況等を把握し、また、満期保有目的の債券以外のものについては、市況や取引先企業との関係を勘案して保有状況を継続的に見直しております。

長期借入金の金利変動リスクに対して、金利スワップ取引により支払利息の固定化を図る場合につい

ては、金利スワップの特例処理の要件を満たしたヘッジの有効性の評価方法を用いており、その判定をもって有効性の評価を省略しております。デリバティブ取引の執行・管理については社内規程により取引権限を定めております。

③資金調達に係る流動性リスク（支払期日に支払いを実行できなくなるリスク）の管理

当社は、各部署からの報告に基づき担当部署が適時に資金繰り計画を作成・更新するとともに、手許流動性の維持などにより流動性リスクを管理しております。連結子会社においても、同様の管理を行っております。

(4)金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することがあります。

2. 金融商品の時価等に関する事項

2025年3月31日（当連結会計年度の決算日）における連結貸借対照表計上額、時価およびこれらの差額については、次のとおりであります。また、現金は注記を省略しており、預金、受取手形、売掛金、完成工事未収入金、電子記録債権、未収入金、支払手形・工事未払金等、電子記録債務、短期借入金及び未払法人税等は、短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似することから、注記を省略しております。

（単位：百万円）

	連結貸借対照表計上額	時価	差額
(1)投資有価証券			
その他有価証券	2,638	2,638	－
(2)破産更生債権等	860		
貸倒引当金	△860		
	0	－	－
資産計	2,638	2,638	－
(3)長期借入金（1年内返済予定の長期借入金を含む）	9,060	9,042	17
負債計	9,060	9,042	17

（注） 市場価格のない株式等は、「(1)投資有価証券」には含まれておりません。当該金融商品の連結貸借対照表計上額は以下のとおりであります。

区分	当連結会計年度（百万円）
関係会社株式（非上場株式）	719
その他有価証券（非上場株式）	391

3. 金融商品の時価等及び時価のレベルごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価は、時価の算定に用いたインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価：同一の資産又は負債の活発な市場における（無調整の）相場価格により算定した時価

レベル2の時価：レベル1のインプット以外の直接または間接的に観察可能なインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価：重要な観察できないインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

(1) 時価をもって連結貸借対照表計上額とする金融資産及び金融負債

	時価（百万円）		
	レベル1	レベル2	レベル3
投資有価証券			
其他有価証券	2,638	—	—
資産計	2,638	—	—

(2) 時価をもって連結貸借対照表計上額としない金融資産及び金融負債

	時価（百万円）		
	レベル1	レベル2	レベル3
破産更生債権等	—	—	860
貸倒引当金	—	—	△860
資産計	—	—	0
長期借入金（1年内返済予定の長期借入金を含む）	—	9,042	—
負債計	—	9,042	—

(注) 金融商品の時価の算定に用いた評価技法及びインプットの説明

投資有価証券

上場株式は取引所の相場価格を用いて評価しております。上場株式は活発な市場で取引されているため、その時価をレベル1の時価に分類しております。

債券は国債等である場合は相場価格によるレベル1に分類、その他の地方債等は日本証券業協会公表の公社債店頭売買参考統計値によるレベル2に分類しております。

破産更生債権等

破産更生債権等については、回収見込額等に基づいて貸倒見積高を算定しており、時価は連結決算日における貸借対照表価額から現在の貸倒見積高を控除した金額をもって時価としており、レベル3に分類しております。

長期借入金（1年内返済予定の長期借入金を含む）

当連結会計年度に計上している長期借入金のうち、変動金利によるものの時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額をもって時価としています。また、固定金利によるものの時価は元利金の合計額を借入期間に応じた利率で割り引いた現在価値により算定しており、レベル2の時価に分類しております。

9. 賃貸等不動産に関する注記

1. 賃貸等不動産の状況に関する事項

当社および一部の子会社では、東京都その他の地域において、賃貸用の集合住宅などの施設（土地を含む）を有しております。

2. 賃貸等不動産の時価に関する事項

(単位：百万円)

連結貸借対照表計上額	時 価
4,866	5,976

(注1) 連結貸借対照表計上額は、取得原価から減価償却累計額を控除した金額であります。

(注2) 当連結会計年度末の時価は、主として「不動産鑑定評価基準」に基づいて算出した金額(指標等を用いて調整を行ったものを含む)であります。

10. 1 株当たり情報に関する注記

1. 1 株当たり純資産額

1,237円94銭

(注) 役員報酬 B I P 信託が所有する当社株式を、1 株当たり純資産額の算定上、期末発行済株式総数から控除する自己株式に含めております。当該自己株式の期末株式数は730千株であり、このうち役員報酬 B I P 信託が所有する当社株式の期末株式数は639千株であります。

2. 1 株当たり親会社株主に帰属する当期純利益

175円92銭

(注) 役員報酬 B I P 信託が所有する当社株式を、1 株当たり親会社株主に帰属する当期純利益の算定上、期中平均株式数の計算において控除する自己株式に含めております。当該自己株式の期中平均株式数は771千株であり、このうち役員報酬 B I P 信託が所有する当社株式の期中平均株式数は680千株であります。

11. 収益認識に関する注記

(1) 顧客との契約から生じる収益を分解した情報

財又はサービスの移転時期別の内訳

(単位：百万円)

	土木事業	建築事業	製造事業	その他兼業事業	合 計
一定の期間にわたり移転される財及びサービス	73,676	49,771	2,929	560	126,938
一時点で移転される財及びサービス	5,060	3,431	－	195	8,688
外部顧客への売上高	78,737	53,203	2,929	756	135,627

- (注) 1. その他兼業事業にて認識した収益には、顧客との契約から生じる収益以外のその他の収益である不動産賃料収入560百万円等が含まれております。
2. 一時点で移転される財及びサービスに分類される収益には、代替的な取扱いを適用した工期がごく短期間の工事契約について、完全に履行義務を充足した時点で認識した収益が、土木事業では2,540百万円、建築事業では3,431百万円含まれております。

(2) 顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報

収益を理解するための基礎となる情報は、「1. 連結計算書類作成のための基本となる重要な事項に関する注記 4. 会計方針に関する事項 (5)重要な収益および費用の計上基準」に記載しております。

(3) 契約資産及び契約負債の残高等

顧客との契約から生じた債権、契約資産及び契約負債の内訳は以下のとおりです。

(単位：百万円)

	当連結会計年度	
	期首残高	期末残高
顧客との契約から生じた債権	21,410	26,846
契約資産	55,858	48,223
契約負債	5,458	13,475

契約資産は、主に工事契約において進捗度に応じて収益を認識することにより計上した対価に対する権利として認識しており、対価に対する権利が無条件となった時点で債権に振り替えております。契約負債は、主に工事契約において顧客から受け取った前受金に関連するものです。

当連結会計年度期首における契約負債残高は、概ね当連結会計年度の収益として認識しており、翌連結

会計年度以降に繰り越される金額に重要性はありません。

また、当連結会計年度において、過去の期間に充足した履行義務から認識した収益の金額に重要性はありません。

(4) 残存履行義務に配分した取引価格

当連結会計年度末において残存履行義務に配分した取引価格の総額は、189,637百万円であります。当該残存履行義務は、概ね5年以内に収益として認識すると見込んでおります。

株主資本等変動計算書

(2024年4月1日から
2025年3月31日まで)

(単位：百万円)

	株 主 資 本							
	資 本 金	資 本 剰 余 金			利 益 剰 余 金		自己株式	株 主 資 本 合 計
		資 本 準 備 金	そ の 他 資 本 剰 余 金	資 本 剰 余 金 合 計	その他利益 剰余金	利 益 剰 余 金 合 計		
					繰越利益 剰余金			
2 0 2 4 年 4 月 1 日 期 首 残 高	4,218	8,110	0	8,110	29,073	29,073	△491	40,911
事 業 年 度 中 の 変 動 額								
剰余金の配当				－	△2,322	△2,322		△2,322
当期純利益				－	7,273	7,273		7,273
自己株式の取得				－		－	△0	△0
自己株式の処分				－		－	61	61
自己株式処分差益			0	0		－		0
土地再評価差額金の取崩				－	△40	△40		△40
株主資本以外の項目の 事業年度中の変動額 (純額)				－		－		－
事業年度中の変動額合計	－	－	0	0	4,910	4,910	60	4,971
2 0 2 5 年 3 月 3 1 日 期 末 残 高	4,218	8,110	0	8,110	33,984	33,984	△431	45,882

	評 価 ・ 換 算 差 額 等			純 資 産 合 計
	その他有価証券 評 価 差 額 金	土 地 再 評 価 差 額 金	評 価 ・ 換 算 差 額 等 合 計	
2 0 2 4 年 4 月 1 日 期 首 残 高	1,916	1,833	3,749	44,661
事 業 年 度 中 の 変 動 額				
剰余金の配当			－	△2,322
当期純利益			－	7,273
自己株式の取得			－	△0
自己株式の処分			－	61
自己株式処分差益			－	0
土地再評価差額金の取崩			－	△40
株主資本以外の項目の 事業年度中の変動額 (純額)	△385	4	△380	△380
事業年度中の変動額合計	△385	4	△380	4,590
2 0 2 5 年 3 月 3 1 日 期 末 残 高	1,530	1,838	3,369	49,251

個別注記表

1. 重要な会計方針に係る事項に関する注記

1. 有価証券の評価基準および評価方法

満期保有目的の債券	償却原価法（定額法）
子会社株式および関連会社株式	移動平均法による原価法
その他有価証券	
市場価格のない	
株式等以外のもの	時価法
	（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）
市場価格のない株式等	移動平均法による原価法

2. デリバティブの評価基準および評価方法

デリバティブ	時価法
--------	-----

3. 棚卸資産の評価基準および評価方法

未成工事支出金・	
仕掛品・兼業事業支出金	個別法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）
材料貯蔵品	移動平均法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）

4. 固定資産の減価償却の方法

有形固定資産

（リース資産を除く）	1998年4月1日以降に取得した建物（建物附属設備を除く）、2016年4月1日以降に取得した建物附属設備、構築物については定額法、それ以外のものについては定率法によっております。
------------	---

なお、耐用年数および残存価額については、法人税法に規定する方法と同一の基準によっております。

無形固定資産	定額法
リース資産	所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産 リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

5. 引当金の計上基準

貸倒引当金	債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。
賞与引当金	従業員に支給する賞与に充てるため、支給見込額に基づき計上しております。
完成工事補償引当金	完成工事等に係る瑕疵担保等の費用に備えるため、過去の実績率を基礎とする将来の見積補修費を計上しております。
工事損失引当金	手持工事等のうち損失の発生が見込まれるものについて、将来の損失に備えるため、その損失見込額を計上しております。
退職給付引当金	従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務および年金資産の見込額に基づき計上しております。 退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当事業年度までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。 また、数理計算上の差異は、各事業年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（12年）による定額法により按分した額をそれぞれ発生の翌事業年度から費用処理することとしております。 なお、退職給付に係る未認識数理計算上の差異の未処理額の会計処理の方法は、連結計算書類におけるこれらの会計処理の方法と異なっております。
株式報酬引当金	当社は株式交付規程に基づく取締役および執行役員に対する将来の当社株式の交付に備えるため、取締役および執行役員に割り当てられたポイントに応じた支給見込額を計上しております。

6. 収益および費用の計上基準

当社は「収益認識に関する会計基準」（企業会計基準第29号 2020年3月31日。以下「収益認識会計基準」という。）等を適用し、不動産収入等を除き、以下の5ステップアプローチに基づき、収益を認識しています。

ステップ1：顧客との契約を識別する。

ステップ2：契約における履行義務を識別する。

ステップ3：取引価格を算定する。

ステップ4：取引価格を契約における別個の履行義務へ配分する。

ステップ5：履行義務を充足した時点で(又は充足するに応じて)収益を認識する。

①土木事業及び建築事業

土木事業及び建築事業については、土木工事及び建築工事の施工請負等に係る工事契約に基づき、顧客が指図する構造物を総合的に施工管理し完成引渡することが履行義務であります。工期がごく短期間の工事契約を除き、全ての工事契約について履行義務を充足するにつれて、一定の期間にわたり収益を認識しております。工期がごく短期間の工事契約については代替的な取扱いを適用し、完全に履行義務を充足した時点で収益を認識しております。

履行義務の充足に係る進捗度は、工事原価総額に対する会計年度末までの発生原価の割合（以下、「原価進捗度」という。）に基づき見積もっております。ただし、履行義務の充足に係る進捗度を合理的に見積ることができない場合で、当該履行義務を充足する際に発生する費用を回収することが見込まれる場合には、履行義務の充足に係る進捗度を合理的に見積ることができる時まで原価回収基準を適用しております。

収益は、顧客との契約に係る取引価格で測定しておりますが、土木事業及び建築事業の収益は、設計変更等に伴う工事契約の変更に関して、契約の当事者による契約変更の施工範囲の合意にも拘わらず、それに対応する価格の変更を決定していない場合には、当該契約変更による取引価格の変更を合理的に見積っております。取引の対価は履行義務を充足してから主として1年以内に受領しており、重要な金融要素は含んでおりません。

②製造事業

製造事業については、コンクリート製品の製造及び販売が履行義務であります。コンクリート製品に対する支配が顧客に移転した時点で履行義務が充足されますが、出荷時からコンクリート製品の支配が顧客に移転される時までの期間が通常の間であることから、代替的な取扱いを適用し、出荷時に収益を認識しております。

収益は、顧客との契約に係る取引価格で測定しております。取引の対価は履行義務を充足してから主として1年以内に受領しており、重要な金融要素は含んでおりません。

③その他兼業事業

その他兼業事業（不動産収入等を除く）は、不動産事業及び損害保険代理業等に係るサービス提供が主な履行義務であります。主として契約期間におけるサービス提供により履行義務が充足されることから、時の経過に応じて収益を認識しております。

7. 記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

2. 会計上の見積りに関する注記

一定の期間にわたり認識される完成工事高

①当事業年度の計算書類に計上した金額 109,236百万円

②識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

連結計算書類「連結注記表〔3. 会計上の見積りに関する注記〕」に記載のとおりであります。

3. 追加情報に関する注記

（取締役および執行役員に対する業績連動型株式報酬制度）

当社は、2016年6月28日開催の第68回定時株主総会において、当社取締役および執行役員（社外取締役および海外居住者を除く。以下「取締役等」という。）へのインセンティブプランとして、2016年度から業績連動型株式報酬制度（以下「本制度」という。）を導入することを決議しました。本制度は取締役等の報酬と当社グループ業績との連動性をより明確にし、当社の中長期的な業績の向上と企業価値の増大への貢献意識を高めることを目的としております。信託に関する会計処理については、「従業員等に信託を通じて自社の株式を交付する取引に関する実務上の取扱い」（実務対応報告第30号 平成27年3月26日）に準じております。

1 取引の概要

役員報酬B I P（Board Incentive Plan）信託と称される仕組みを採用し、当社が拠出する取締役等の報酬額を原資として役員報酬B I P信託により取得した当社株式を各連結会計年度の業績目標の達成度等に応じて当社取締役等に交付します。

2 信託に残存する当社株式

信託に残存する当社株式を、信託における帳簿価額（付随費用の金額を除く。）により、純資産の部に自己株式として計上しております。当事業年度末における当該自己株式の帳簿価額及び株式数は389百万円及び639,097株であります。

4. 貸借対照表に関する注記

1. 棚卸資産および工事損失引当金の表示

損失が見込まれる工事契約に係る未成工事支出金と工事損失引当金は、相殺せずに両建で表示しております。損失の発生が見込まれる工事契約に係る未成工事支出金のうち、工事損失引当金に対応する額は、5百万円であります。

2. 関係会社に対する短期金銭債権 294百万円

3. 関係会社に対する短期金銭債務 2,643百万円

4. 有形固定資産の減価償却累計額 8,459百万円

5. 保証債務

分譲マンションの手付金等に対して連帯保証を行っております。

保証債務額 78百万円

6. 事業用土地の再評価について

「土地の再評価に関する法律」（平成10年3月31日公布法律第34号）および「土地の再評価に関する法律の一部を改正する法律」（平成13年3月31日公布法律第19号）に基づき、事業用土地の再評価を行い、評価差額については、当該評価差額に係る税金相当額を「再評価に係る繰延税金負債」として負債の部に計上し、これを控除した金額を「土地再評価差額金」として純資産の部に計上しております。

再評価の方法

「土地の再評価に関する法律施行令」（平成10年3月31日公布政令第119号）第2条第3号に定める固定資産税評価額に基づき算出する方法によっております。

再評価を行った年月日 2002年3月31日

再評価を行った土地の期末における

時価と再評価後の帳簿価額との差額 △1,054百万円

7. 偶発債務

当社は、国土交通省中部地方整備局（以下、発注者）より2013年1月21日付で発注され、当社が施工した「平成24年度三遠南信19号橋PC上部工事」（以下、本工事）について、発注者より本工事の撤去再構築が必要と判断された場合には、供用開始から10年間に限り、1,669百万円を限度とする瑕疵担保責任を負担しております。

また、瑕疵担保責任を担保するために履行保証を設け、支払承諾契約を締結しております。この契約において下記の財務維持要件に抵触した場合には、発注者から本工事の撤去再構築の通知催告等がなくて

も、支払承諾約定に基づく事前求償債権が発生するため、支払承諾者に対して1,669百万円を限度とする事前求償債権額の支払義務が生じます。

(1)純資産維持

2015年3月期決算期末日以降の各年度の決算期末日において、連結の貸借対照表における純資産の部の合計金額を当該決算期の直前の決算期の末日または2014年3月期の末日の連結の貸借対照表における純資産の部の合計金額のいずれか大きい方の80%の金額以上に維持すること。

(2)経常利益の維持

2015年3月期以降の各年度の決算期における連結の損益計算書上の経常損益に関して2期連続して経常損失を計上しないこと。なお、2期目の判定については、決算短信等で経常損失見込みとなった時点で、当該要件に抵触するものと判断できるものとする。

5. 損益計算書に関する注記

1. 売上原価に含まれている工事損失引当金繰入額

完成工事原価	8百万円
--------	------

2. 関係会社との取引高

売上高	231百万円
仕入高	14,732百万円
販売費及び一般管理費	150百万円
関係会社との営業取引以外の取引高	484百万円

3. 特定建設工事共同企業体に係る工事の会計処理

特定建設工事共同企業体（以下「JV」という。）に係る工事の会計処理はJVに対する持分割合に応じて決算に取り込む方法を採用しております。

6. 株主資本等変動計算書に関する注記

自己株式の種類および株式数

	当期首 株式数 (株)	当期 増加株式数 (株)	当期 減少株式数 (株)	当期末 株式数 (株)
自己株式				
普通株式	844,403	331	114,054	730,680

(注) 1. 普通株式の自己株式数の増加331株は、単元未満株式の買取による増加331株であり、普通株式の減少114,054株は役員報酬B I P 信託による払出であります。

2. 当事業年度末の普通株式の自己株式数には、役員報酬B I P 信託が所有する当社株639,097株が含まれております。

7. 税効果会計に関する注記

繰延税金資産および繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

繰延税金資産

減損損失	745百万円
退職給付引当金	845百万円
関係会社株式・出資金評価損	697百万円
貸倒引当金繰入限度超過額	335百万円
その他	2,590百万円

繰延税金資産小計 5,214百万円

評価性引当額 △2,554百万円

繰延税金資産の合計 2,659百万円

繰延税金負債

前払年金費用	624百万円
その他有価証券評価差額金	620百万円
その他	58百万円

繰延税金負債の合計 1,303百万円

繰延税金資産の純額 1,356百万円

上記のほか、「再評価に係る繰延税金負債」として計上している土地の再評価に係る繰延税金資産および繰延税金負債の内訳は以下のとおりであります。

土地の再評価に係る繰延税金資産 276百万円

評価性引当額 △276百万円

繰延税金資産の合計 －百万円

土地の再評価に係る繰延税金負債 1,250百万円

繰延税金負債の純額 1,250百万円

8. リースにより使用する固定資産に関する注記

貸借対照表上に計上した固定資産のほか、自動車、電子計算機、事務用機器設備の一部については、所有権移転外ファイナンス・リース契約により使用しております。

9. 1株当たり情報に関する注記

1. 1株当たり純資産額 1,053円39銭

(注) 役員報酬B I P信託が所有する当社株式を、1株当たり純資産額の算定上、期末発行済株式総数から控除する自己株式に含めております。当該自己株式の期末株式数は730千株であり、このうち役員報酬B I P信託が所有する当社株式の期末株式数は639千株であります。

2. 1株当たり当期純利益 155円70銭

(注) 役員報酬B I P信託が所有する当社株式を、1株当たり当期純利益の算定上、期中平均株式数の計算において控除する自己株式に含めております。当該自己株式の期中平均株式数は771千株であり、このうち役員報酬B I P信託が所有する当社株式の期中平均株式数は680千株であります。

10. 収益認識に関する注記

顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報
収益を理解するための基礎となる情報は、「1. 重要な会計方針に係る事項に関する注記 6. 収益および費用の計上基準」に記載しております。